



児童手当・特例給付現況届および子育て世帯臨時特例給付金について

■『児童手当現況届について』

現況届を提出しないと10月定期支払分から支給停止となりますので、忘れずに手続きをしてください。

- 提出対象者…平成27年6月1日現在受給資格者
- ※受給資格者より、配偶者の所得が高い場合は、配偶者を新規受給資格者とした認定請求手続きが必要です。該当する可能性が高い場合には、配偶者についての必要書類もご用意ください。

■『子育て世帯臨時特例給付金について』

平成26年4月からの消費税率引上げに伴い、児童手当の受給資格者に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

- 支給対象者…次のどちらの要件も満たす方
- ①平成27年6月分の児童手当の受給者であること
- ②平成26年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満であること

- 対象児童…支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童。
昨年度は、臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外でしたが、今年度は対象となりますので忘れずに申請してください。
- 支給額…対象児童一人につき3,000円

■児童手当現況届および子育て世帯臨時特例給付金の申請期間

日程は別表のとおりです。詳細は6月初旬に対象者に通知します。指定された期日が都合の悪い方は、別の受付日に手続きができます。

- 公務員の支給対象者には、所属庁が申請勧奨や制度の周知を行います。

問 子ども幸福課 東 1階 TEL (23)8932

期 日	受付時間	受付会場	対象者	注意事項
6月10日(水)	午前9時～正午 午後1時～7時(延長)	生涯学習センター	湯津上支所および黒羽・川西地区公民館に割り当てられていない大田原地区の方	受付期間中、左記の受付会場以外では、児童手当・特例給付現況届および子育て世帯臨時特例給付金の受付はできませんのでご注意ください。延長窓口の時間帯も同様です。 ※対象者が少ないので、混雑を避けたい方はお勧めです。
6月11日(木)	午前9時～正午 午後1時～4時			
6月12日(金)	午前9時～正午 午後1時～4時			
6月15日(月)	午前9時～正午 午後1時～4時	湯津上支所*	湯津上地区、福原、藤沢、大神、上奥沢、奥沢、鹿畑、倉骨、赤瀬、北大和久、花園、宇田川	
6月16日(火)	午前9時～正午 午後1時～4時	黒羽・川西地区 公民館*	黒羽地区、北金丸、南金丸	
6月17日(水)	午前9時～正午 午後1時～7時(延長)			
6月19日(金)	午前9時～正午 午後1時～4時			
6月22日(月)	午前9時～正午 午後1時～4時	生涯学習センター	湯津上支所および黒羽・川西地区公民館に割り当てられていない大田原地区の方	
6月24日(水)	午前9時～正午 午後1時～7時(延長)			
6月25日(木)	午前9時～正午 午後1時～4時			
6月26日(金)				
6月29日(月)				

国勢調査が実施されます

9月に調査員が各ご家庭を訪問しますので、ご協力をお願いします。

国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本国内に住むすべての人と世帯が対象です。

国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法という法律に基づいて、5年に一度実施される国の最も重要な統計調査です。

調査結果は、福祉施策や生活環境整備、災害対策など、日本の未来を創るために欠かせないさまざまな施策の計画策定などに利用されます。

調査は調査票の配布に先行して調査員が各家庭を訪問し、「インターネット回答の利用案内」を配布した後、インターネットによる回答のなかった世帯にのみ調査票を配布する方法で行われます。

問 政策推進課 A 2階 TEL (23)1951

